

2018年7月21日
改正 2021年2月25日

「ルネサンス・フランセーズ文化・連帯・フランス語」 日本代表部 会則

名称

第1条 この組織はルネサンス・フランセーズ日本代表部(La Renaissance française au Japon、略称RFJ)と称する(以下 RFJ)。

所在地

第2条 RFJ の所在地は、神奈川県横浜市あざみ野 4 丁目 26 番地 15 号に置く。
ただし、郵便物の住所は、東京都港区南麻布 4-11-44 フランス大使館領事部気付とする。

目的

第3条 パリに本拠地を置く公益法人ルネサンス・フランセーズ本部(以下、「RF」とする。)の考え方に沿って文化、連帯、フランス語圏を促進する個人や団体の活動を支援することにより世界平和に貢献することを目的として、2018年6月27日に設立された。

事業

第4条 RFJ の活動は各種栄誉章授与、出版物、講演会、展示会、コンサート、レセプション、コンクール、救助、視聴覚 通信等によるもので非営利である。

第5条 RF の目的に顕著に献身した人に対して RF はその模範的な内容に相応しい表彰状とメダルを授与する。受章対象候補者の出願はあらかじめ RF が定めた規定に則りパリ本部表彰者選定委員会に提出しなければならない。

会員

第6条 RFJ は個人会員、団体会員、名誉会員で構成される。個人会員は首都圏会員、地方会員、学生会員、海外会員とする。すべての会員は理事会によって承認される。

第7条 年会費は、首都圏会員 1 万円、地方会員 5 千円、団体会員 1 口 5 万円とする。ただし初年度は入会金 1 万円のみ納付とし年会費は無料とする。学生会員、名誉会員と海外会員は無料とする。入会金及び年会費は年次総会によって決定される。名誉会員は RFJ の活動に貢献した会員に対し理事会によって任命される。

第8条 会員資格は次の 2 つの事由で喪失する。①自発的退会 ②会費未納やコンプライアンス規定に基づく重大な事由による理事会決議による除名。

組織・運営

(理事会)

第9条 RFJ は理事会によって運営される。理事は、別途定める選出規定により、会員の中から会員総会において選出する。ただし発足直後の理事の選出方法についてはこの限りではない。理事の人数は会員数の 2 割程度とし、任期は 3 年とする。重任は妨げない。

(監事)

第10条 監事は RFJ の業務を監査する。監事は、別途定める選出規定により、会員総会において 1 ないし 2 名の監事を選出し、監事の任期は 3 年とする。重任を妨げない。

(常任理事会)

第11条 理事の中から、会長 1 名、副会長 2 名、常任理事若干名を選出し、常任理事会とする。常任理事会は理事会の議決事項の執行及びその他理事会の議決を要しない業務の執行を司る。常任理事会はその下に事務局を設置し個別案件を担当する委員会等を設けることができる。

(名誉会長・顧問の設置)

第12条 会長は、理事会の推挙に基づき、名誉会長および顧問を設けることができる。任期は 3 年とする。重任は妨げない。

(総会)

第13条 RFJ の総会は、首都圏会員・地方会員・団体会員を持って構成し、会長は毎年 1 回の会員総会を招集する。

第14条 総会は、以下の事項を議決し、その議決は出席会員の多数決を原則とする。

- ・会則の変更
- ・解散
- ・理事・監事の選任または解任
- ・事業報告及び収支決算
- ・次年度事業方針及び予算
- ・その他 RFJ の運営に関する重要事項

第15条 理事会の発議または会員多数の要請、または監事の要請があるときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。議決は前条の原則による。

第16条 総会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第17条 会長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

財源

第18条 RFJ は会員の納入する入会金、年次または臨時の会費および寄付金を財源にして運営をはかる。

会計年度

第19条 その会計年度は毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終了する。